

さいいじょう りょういくてちょう こうふ しんせい かた 18歳以上ではじめて療育手帳の交付を申請する方へ

おおさかふしやう しゅじりつそうだんしえんせんたー
大阪府障がい者自立相談支援センター

おおさかふ おおさかふりょういくてちょう かん きそく もと ちてきしやう かた りょういくてちょう こうふ
大阪府では、大阪府療育手帳に関する規則に基づき、知的障がいのある方に療育手帳を交付していま
す。ちてきしやう ちてききのう しやう はったつき さい にちじやうせいかつ ししやう
知的障がいは「知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が
生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの」（こうせいろうどうしやう ちてきしやうがいし しや
基礎調査より）とされています。そのため、さいいじょう りょういくてちょう こうふ しんせい かた
18歳以上ではじめて療育手帳の交付を申請される方につい
ては、さい ちてききのう しやう しやう けいぞく ぎやっかんてき
18歳までに知的機能の障がいが生じ、それが継続していることがわかる、客観的な
しりやう ていしゅつ ねが
資料の提出をお願いしています。

ていしゅつしりやう 提出資料について

か き しりやう とう はんていじ じさん
下記のような資料があれば、当センターでの判定時にご持参ください。
しりやう じさん しんぞく せいいくれき しやうげん ひつやう
資料をご持参いただいたり、親族などのどなたかに生育歴について証言いただく必要があります（そ
れが整わない場合、療育手帳を交付できないこともあります）。
か き しりやう さい ちてききのう しやう しやう けいぞく
また、下記のような資料があっても、18歳までに知的機能の障がいが生じて継続していることの
しょうめい ばあい ばあい しりやう ていしゅつ ねが
証明にならない場合もあります。その場合は、ほかの資料の提出などをお願いすることもあります。

がっこう じやうたい しめ 〇学校での状態を示すもの

- せいせきひやう せいせきしょうめいしよ
・成績票、成績証明書
- がくりよく もし けっか
・学力テストや模試の結果がわかるもの
- いゆうがく がっこう なまえ そつぎやうしょうめいしよ
・入学した学校の名前がわかるもの（卒業証明書など）
- とくべつしえんがっこう とくべつしえんがっきゅう さいせき
・特別支援学校や特別支援学級に在籍していたことがわかるもの

いりやうきかん さくせい しよるい 〇医療機関で作成された書類

- いりやうきかん じっし ちのう はったつ けんさ けっか
・これまでに医療機関で実施した知能（発達）検査の結果がわかるもの

こうてききかん さくせい しよるい 〇公的機関が作成した書類

- じどうそうだんじよ じっし ちのう はったつ けんさ けっか
・児童相談所などで実施した知能（発達）検査の結果がわかるもの
- しやうがいしゅよくぎやう じっし しよぎやうてきせいけんさ けっか
・障害者職業センターなどで実施した職業適性検査の結果がわかるもの